

1 いじめとは

①定義（いじめ防止対策推進法第2条1項）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

②基本認識

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識を児童、教職員、保護者、地域住民がもつ。

- ・ いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- ・ いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- ・ いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ・ 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

2 吉田小学校のいじめ防止基本方針

いじめは、いつ、どこでも起こり得るものではあるが、絶対に許されない行為であることを児童に理解・徹底させ、「いつも元気で、にこにこ、本気」の吉田っ子を育てていく。教職員は、「いじめ防止対策推進法」を遵守し、保護者・地域住民の協力を得ながら、「いじめゼロ」への取組を永久に継続していく。

3 いじめ防止のための取り組み

○人権尊重の精神に基づく教育活動を行う。かつわかりやすく、全児童が参加・活躍できる授業を展開するとともに、子ども達の主体的ないじめ防止活動を推進し、学校全体から暴力や暴言を排除する。（年1回の人権教育ビデオ視聴会を実施する。）

①生徒指導の機能を重視したわかる授業を行い、児童理解に努め、楽しく学習や生活ができるようにするとともに、自己有用感や自己肯定感を育めるよう児童を認める声かけを多くしていく。また、相互授業参観や保護者への授業公開等を、よりよい授業づくり、児童の関係づくりのための指導力向上に生かす。

②子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。

③道徳・特別活動をととして規範意識や集団の在り方についての学習を深める。

④学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。

⑤教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。

⑥常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実を図る。

⑦職員研修の充実（前後期各1回以上）、いじめ相談体制の整備、相談窓口（本校は教頭・養護教諭）の周知徹底を行う。

⑧地域（健全育成リーダーズ会議・吉田の教育を考える会等）や関係機関（小中連絡会議・教育委員会訪問・生徒指導主事訪問等）と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

4 早期発見・早期解消の在り方

○未然防止・早期発見に向けて（担当者）

※いじめは、大人の目の届きにくい所で発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。本校のような小規模校の場合、クラス替えもなく、ともすると、児童間の理解や関係が固定化しがちである。そのことがいじめに影響しないように、職員が意識し、お互いの違いを認め合い、生かし合えるようにする。

※発達障害を含む、障害のある児童については、個別の教育支援計画、個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。また、交流及び共同学習の充実により、障害の無い児童の障害理解や適切な対応について体験的に学ばせ、共生社会の一員としての資質を育む。

・毎月、全児童にいじめアンケート（本音を引き出すため、無記名式とする。）を実施する。アンケートの内容には、自分のことだけでなく、いじめを受けている友達について訴えられるような項目を設ける。（教育相談担当→アンケート配付、担任→実施・情報把握・管理職への報告・全職員への伝達）

※深刻な内容の結果は、即時市教育委員会、生徒指導主任へ連絡。速やかにいじめ防止対策委員会で話し合うなど組織で対応する。

※軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し、良好な関係が築けた場合でも、いじめ防止対策委員会で取り上げ、情報共有を行う。また、当該児童の様子について見守り、継続的行動がないか確認する。

・児童には、毎年4月に保健室の「心の相談箱」の紹介をし、教員等に間接的に訴えられるようにする。また、「いじめ電話相談」があることを周知する。

・6・11月に教育相談アンケートを基にした個別面談を行い、子どもの声に耳を傾ける。（担任）

・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的な判断力の低さから起こるいじめを未然に防止する。

・4～7月の命を大切にするキャンペーン期間中を利用し、道徳の授業において、いじめについて学び、自分がその場においてどのような行動を取るべきか、また、いじめに発展しないためにはどうすべきかなどを考えさせる。（担任）

・命を大切にするキャンペーンやいじめゼロ宣言等を利用して、児童会によるいじめ防止活動を実践する。（児童会担当・担任・児童）

・各学年の学級活動の年間指導計画の指定された時間に、豊かな人間関係づくり実践プログラム（ピア・サポート）を適切に行い、コミュニケーション能力を向上させ、よりよい人間関係をつくれるようにする。また、学級活動の時間外でもピアサポートの内容を般化・維持していく。（担任）

・学習やスポーツにおける過度の競争意識、勝利至上主義等をあおることは児童のストレスを高めることから、いじめを誘発する原因となるので注意をすることが必要である。このことについて「体罰根絶宣言」の活用等を通して、共通理解を図る。

（全職員、保護者、社会体育指導者等）

・総合的な学習の時間を利用して、インターネットを利用したいじめ等があることを知り、その防止のための策を考えさせる。（担任）

- ・ 休み時間の児童の様子や人間関係を観察したり、児童に話しかけたりして、日常的にいじめの早期発見に努める。(各職員)
- ・ いじめを受けている児童の場合、学校に行きたがらない、部屋に閉じこもりがちになるなど、今までと違った兆候が出るので、子どもの行動を注視する。少しでも様子がおかしいと思ったら、教師の方から積極的に相談する。(全職員・保護者等)
- ・ 4月の学級懇談会、7・12月の保護者個別面談、連絡帳、電話、各種会議等を利用し、保護者及び地域と情報を共有する。(担任)
- ・ 地域と日常的に連携するために、地域の行事に参加したり、関係機関との情報を共有したりする。(管理職・保護者・地域)
- ・ インターネットを介したいじめなどについては、通常業務時には発見が難しいため、必要に応じて保護者や警察、専門機関等にも協力を依頼する。(管理職・情報主任)
- ・ ネット上で問題発生時には必要に応じて専門機関(県環境生活部県民生活課子ども若者育成支援室(043-223-2288))にも協力を求める。(教頭)
- ・ 学年の実態に合った情報モラル教育を進める。(情報主任・担任)

○早期解消に向けて(括弧内は担当者)

※いじめ問題が生じた時には、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

※一回のみで、継続して行われた行為ではなくても、その行為によって児童が心身の苦痛を感じている場合は、いじめと認知して適切に対応する。

- ・ いじめを発見した場合は、速やかに止める。(一人で制止できない時は、他の教職員に応援を求める。)(発見者)
- ・ 被害児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。事実確認には複数の教師(担任+養護教諭等)で面接し、児童の心理等に配慮しながら記録を取り、保管する。面接場所については、他の児童が入ってこない場所かつ面接児童のプライバシーを保護できる場所で行い、落ち着いて話し合えるようにする。なお、面接の際には、児童の休憩や食事時間に配慮し、不適切な聴取をしないようにする。これは、加害児童や傍観児童に対しても同様とする。(担任・養護教諭、教育相談担当)

【被害児童から聴取したいこと】

- ・ いつ頃からか? ・ 誰からか? ・ どんな行為を受けたか?
- ・ その行為についてどう感じているか?
- ・ 保護者はこの事について知っているか?
- ・ どのように解決したいか?
- ・ この行為を受けている時に周りに他の子がいたか? いた場合、その子たちはどうしたか?
- ・ 他にもこのような行為を受けている子はいるか?

※被害児童の状況により、無理な聴取はしないこと。場所や時間帯などにも配慮する。カウンセリングマインドを活かして聴取を行う。

【加害児童から聴取したいこと】

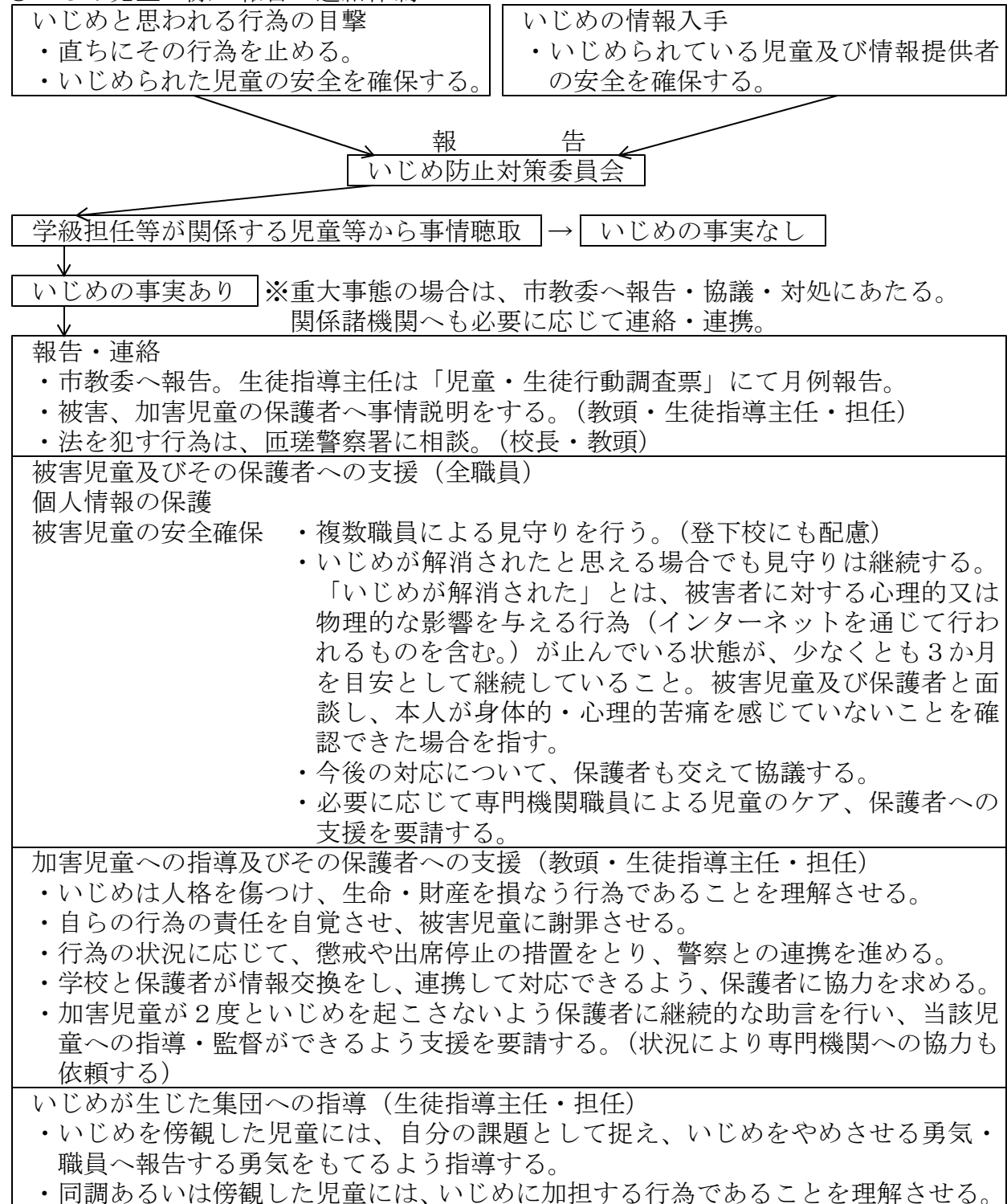
- ・ いつ頃からか? ・ 誰に? ・ どんな行為をしたか?
- ・ その行為についてどう感じているか?
- ・ なぜそのような行為をしたのか?
- ・ 保護者はこの事について知っているか?
- ・ 今、どう思っているか?
- ・ この行為をした時に周りに他の子がいたか? いた場合、その子たちはどうしたか?

・今後どうしていききたいか？

※児童を否定せず、行為を否定すること。自分がした行為はしてはいけないことであり、最終的にいじめは絶対に許されないものだということに気付かせる。

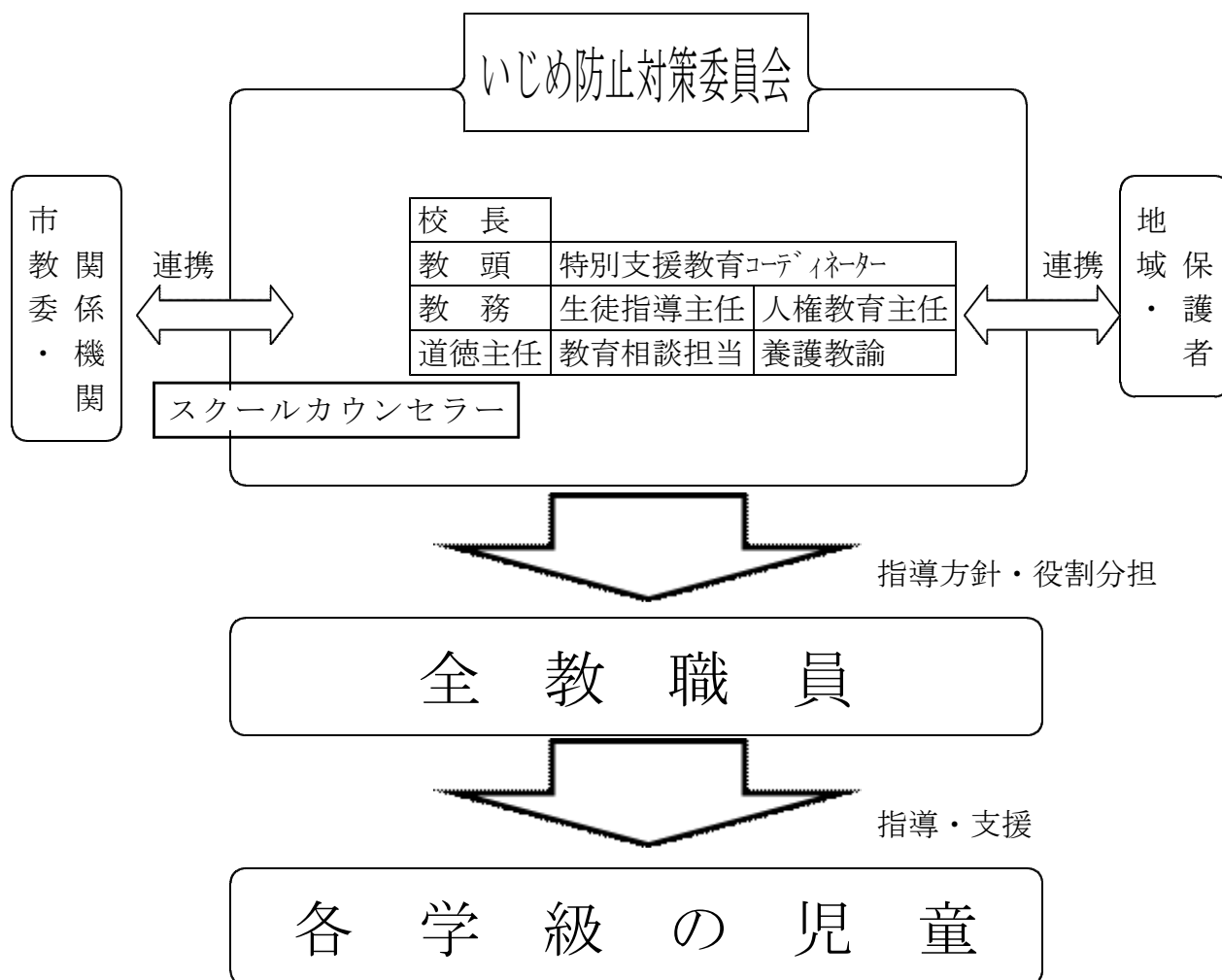
- ・学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。(いじめ防止対策委員会)
- ・被害児童及び加害児童の保護者には、第一報を知らせ、なるべく早く事実関係を確認し、対応策等を協議し、いじめの早期解消を目指す。
- ・校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。(校長・教頭)
- ・被害児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。知らせてきた児童や被害児童のプライバシーを守りつつ、加害児童による物理的・精神的圧力がかかることがないように保護者の協力を得ながら、登下校時等も含めて見守っていく。(担任等)
- ・加害児童には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。また、保護者にはいじめの事実を知らせ、連携・協力を求めるとともに継続的助言を行う。(担任・生徒指導主任・教務)
- ・法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。(校長・教頭)
- ・必要に応じて、県が設置しているサポートチームや専門機関の活用を図る。(校長・教頭・教務・生徒指導主任)
- ・インターネットを介したいじめなどについては、該当文章等の削除依頼をする。(情報主任・保護者等)
- ・いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。卒業するまで、見守り続ける。進学先中学校にも確実に伝達する。(担任・教育相談担当)
- ・いじめが解消されている状態についての判断は、いじめに関わる行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続していることを目安とする。また、被害者及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

○いじめ発生の際の報告・連絡体制



5 いじめを防止するための校内組織

①いじめ防止対策委員会



②いじめ相談窓口

- ・教頭・養護教諭（教育相談担当）

③生徒指導委員会

- ・校長・教頭・教務・生徒指導主任・養護教諭

6 いじめの相談・通報について

①いじめ相談・通報窓口

- ・教頭・養護教諭（教育相談担当）・生活指導主任・担任等

②学校以外はいじめ相談・通報窓口

- ・24時間子供SOS相談ダイヤル（0120-0-78310）
- ・子どもの人権110番（0120-007-110）月～金8:30～17:15
- ・千葉県警察「ヤング・テレホン」（0120-783-497）月～金9:00～17:00
- ・銚子児童相談所（0479-23-0076）月～金9:00～17:00（祝日を除く）
- ・千葉いのちの電話（043-227-3900）24時間

- ・チャイルドライン千葉（0120-99-7777）16:00~21:00
- ・ライトハウスちば（043-420-8066）10:00~17:00

③いじめについて相談する・通報することの大切さを指導する。

- ・いじめられていることを「恥ずかしい」「みじめ」であると考えない。
- ・相談、通報は適切な行為であり、「チクリ」は卑怯な行為ではない。

7 いじめ防止対策年間計画

4月上旬	第1はいじめ防止対策委員会の開催（前年度の取組評価アンケートの結果報告・改善策検討、本年度の取り組み内容について）
4月上旬	前年度までの課題に対応したいじめ防止のための基本方針・対策の年間計画の提案（職員会議）
4月下旬	いじめアンケートの実施
5月下旬	いじめアンケートの実施
6月上旬	教育相談アンケートの実施
6月中	教育相談1回目の実施
7月下旬	取り組み評価アンケート・いじめアンケートの実施
夏季休業中	取り組み評価アンケート結果の把握・対策立案
夏季休業中	保護者個別面談1回目
9月上旬	第2はいじめ防止対策委員会の開催（取組評価アンケートの結果報告・改善策検討）
9月下旬	いじめアンケートの実施
10月下旬	いじめアンケートの実施
11月上旬	教育相談アンケートの実施
11月中	教育相談2回目の実施
12月中旬	取り組み評価アンケート・いじめアンケートの実施
12月中旬	保護者個別面談2回目
冬季休業中	取り組み評価アンケート結果の把握・対策立案
1月下旬	いじめアンケートの実施・取り組み評価アンケート
2月下旬	いじめアンケートの実施
2月下旬	第3はいじめ防止対策委員会の開催（取り組み評価アンケート結果の把握・対策立案、引継、基本方針の見直し）
3月下旬	いじめアンケートの実施

8 重大事態への対応

①重大事態の定義

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合

（「いじめ防止対策推進法」より）

②重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
発見者→担任→生徒指導主任→教頭→校長→
校長→学校教育課担当→学校教育課長→教育長→市長
学校教育課 Tel 73-0094
- 一報後、後日改めて文書による報告をする。（文書作成 教頭）
- 必要に応じて、警察等関係機関に通報する。
- 教育委員会と協議の上、いじめ防止対策委員会が当該事案に対処する。
- いじめ防止対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、スクールカウンセラー、スーパーバイザー派遣等、関係諸機関との連携を適切にとる。
 - ・校長 全体指揮
 - ・教頭 全体指揮補佐 聴取職員への指導・助言 聴取内容のまとめ 事故報告書作成 警察への通報 関係機関への連絡
 - ・生徒指導主任・教務主任 加害児童・保護者への聴取・指導・助言等
 - ・担任・養護教諭 被害児童・保護者への聴取・指導・助言等
 - ・その他の職員 傍観児童への聴取・指導・助言等
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

9 公表・点検・評価・改善

①公表

- ・保護者・児童や地域住民に、この「いじめ防止等のための基本方針」をホームページで公表していることを文書で伝える。

②点検

- ・年度毎に児童からのアンケートをもとに、いじめに関する調査や分析を行い、課題に対応していく。
- ・毎年、第3回いじめ防止対策委員会において、「いじめ防止等のための基本方針」について見直しをする。

③評価

- ・「いじめ問題」についての取組に関する項目を学校評価の項目に盛り込み、保護者、児童、教職員等で評価を行う。

④改善

- ・評価に基づき、「いじめ防止等のための基本方針」は随時見直しを図り、改善していく。

10 その他

- ・アンケートや教育相談等で得た児童の個人情報の対外的な取り扱いについては、個人情報保護法に沿って適切に管理する。

平成30年	4月	改訂
令和元年	4月	一部改訂
令和元年	12月	一部改訂
令和3年	4月	一部改訂
令和4年	4月	一部改訂
令和5年	4月	一部改訂
令和6年	4月	一部改訂
令和7年	4月	一部改訂